



昭和 39 年 6 月 20 日 発行

千代田区役所

TEL (261) { 0 1 5 1
8 5 3 1

区のおしらせ

No. 178



5,500名が参加し、区民の親ぼく深めた

第 2 回 区 民 体 育 大 会

第2回区民体育大会が6月14日午前9時から、外濠公園総合グラウンドで行なわれました。花火を合図に、九段、一橋、今川、練成中、合同プラスバンドの先導で、各連合町会の出場選手が堂々と入場行進し、本部前を通過する時、一せいに右手をあげて敬礼、壇上に立つ遠山大会会長はこれに敬礼を返しました。

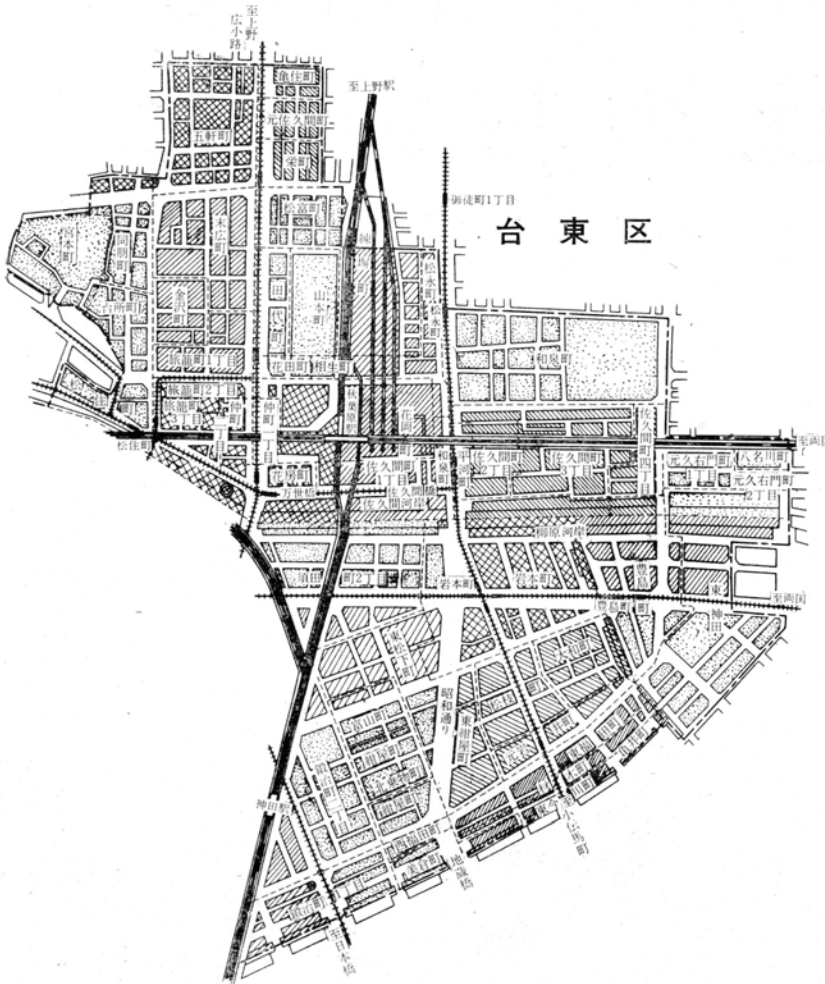
今年は、オリンピックイヤーとあって、約5,500人が参加し、80メートル競走、買物競走、紅白玉入れ、400メートルリレーなどに得点を競い、一方、小・中学生のマスゲーム、ラジオ体操演技に声援を送っていました。

また民踊連盟の600人の方々が踊る「東京音頭」「東京五輪音頭」には、観覧席にいたひとたち全員、手拍子を取り、和気あいあいのうちに、区民相互の親ぼくを深めました。なお、接戦のすえ順位は次のとおりです。①千代田区東部町会連合会 ②神田駅東連合町会 ③秋葉原東部連合町会 ④万世橋地区連合町会 ⑤番町出張所地区連合町会 ⑥神田公園地区町会連合会 ⑦神保町地区連合町会、富士見地区町会連合会

住居表示の第一回実施区域の

新しい町割り決まる

住居表示審議会では、6月5日第
五回目の審議会を開き、左図のと
おり、新町割りを決めました。
新町名については、ひきつづき検
討されていますが、審議会で決定
しますと、区長に答申し、最後に
区議会の議決を得て、新しい町名
が誕生します。



青少年問題協議会 で重点目標決まる

区青少年問題協議会では、5月12
日午前10時30分から定例会を開き
39年度の重点目標を次のとおり決
めました。

- 1、公德心の高揚
- 2、勤労青少年の福祉の増進
- 3、社会環境の浄化
- 4、青少年の事故防止

三百名が汗だくの水防訓練

区役所と丸ノ内、麴町、神田三消
防署による水防訓練が、6月11・
12日の両日、外濠公園総合グラ
ンで行なわれました。

台風の襲来と東京湾の満潮時とが
ちょうどかち合い、神田川があふ
れそうになったという想定で、た
わらに土を入れる土のう作りや、
竹くいうちに、約三百名の消防員
たちは汗だくでした。

この訓練には、遠山区長もかけつ
け、消防員たちを激励しました。

社会を明るくする運動

7月1日～31日

「社会を明るくする運動」が7月
1日から31日まで行なわれますが
区では、7月1日午後6時30分
から千代田公会堂で、「映画と講演」
を次のとおり行ないます。

講演「青少年の非行化と対策」

東京保護観察所長

島田善治氏

映画 松竹映画「二人だけの岩」

教育映画「十代の反抗」

求人对策説明会

区では、神田橋公共職業安定所と
共催で、次のとおり講演会を開き
ます。

日時 6月26日午前9時30分と午
後1時30分からの二回

場所 区役所五階会議室

テーマ 「昭和40年3月卒者の
募集方法について」「労働者募
集要領の改制について」

講師 神田橋公共職業安定所

求人課長 木村豊作氏

行政相談員決まる

このほど、行政管理庁から次の二
氏が、行政相談員に委嘱されまし
た。

村越圭一氏(神田鍛冶町三ノ九)

TEL261-0424

山地三平氏(三番町五ノ十一)

TEL261-2211

人事異動 5月1日付

総務課企画調査室主査

大橋真一(総務課総務係)

() は旧職



錦華小・西神田小に プラネタリウム お目見え

錦華小では、6月8日プラネタリウム、天体望遠鏡、星座盤、三球儀などの備わった宇宙教室の開式を行いました。

この教室は、村田謙造氏（神田神保町一〇十一）の寄付によってでき上ったもので、名付けて村田宇宙教室。

式には、村田さんも招かれ、学校から感謝状、児童からは、花束を贈られ、児童代表の「村田さん、ありがとう」のこぼれに、ニコッリほほえんでいました。

式のあと、五年生の児童たちは、プラネタリウムを写してもらったたり、天体望遠鏡のあつかい方、星座盤の見方などを熱心に教わっていました。

なお、西神田小にも同校と同じ天文教室があります。これも村田さんの寄付によってできたものです。全国の小学校三万校ある中で、プラネタリウムがあるのは、錦華と西神田小の二校だけです。

一橋中が優勝

区立中学校陸上競技大会で

区立中学校陸上競技大会が、6月9日都営小石川グラウンドで行なわれました。

バトンガールを先頭にブラスパンド隊が入場行進。続いて各校代表選手団が拍手にむかえられて入場しました。

九段中3年生、尾道正啓君の「正々堂々と戦います」と力強い宣誓

で競技に入り、各校とも趣向をこらした応援合戦に、選手たちも大奮闘。約三十競技に得点を競い合い、一橋中が優勝しました。

得点は次のとおり

一位 一橋中 一六八点
二位 九段中 一五八点
三位 麴町中 一五二点
以下今川中、練成中の順です

海に山に

夏季施設一せいに開く

区教委では、例年、小・中学校の児童、生徒の心身の鍛練と、健康増進をはかるため、夏季施設を開いています。

本年も7月21日に6か所の施設が、山や海で一せいに開かれます

鎌倉臨海学園（鎌倉市材木座八七）
7月21日～8月14日 小学校五、六年生対象 一期三泊四日で人員は一八〇人、七期延べ千二百六〇人

多摩川林間学校（日野市落川）

7月21日～8月24日 小学校三、四、五年対象。一期二泊三日で人員は百人、一五期で千五百人

箱根林間学校（神奈川県足柄下郡箱根町仙石原イタリ一二四五）

7月21日～8月24日 小学校五、六年生対象、一期三泊四日で人員は一二〇人。十期延べ千二百人

緑蔭学校（皇居平河門内）

7月21日～8月10日 小学校二、三、四年対象 一期通学三日で人員は一二〇人、六期延べ七百二〇人

保田臨海学園（千葉県安房郡鋸南町吉浜小学校）

7月21日～8月12日、中学校生徒対象 一期四泊五日で人員は百五十人。五期延べ七百五十人

軽井沢高原学校（長野県北佐久郡軽井沢町長倉横吹）

7月21日～8月16日 中学校生徒対象 一期四泊五日で人員は二百人。五期延べ千人





住民登録の実態調査を行います

実際に住んでいながら住民登録をしてなかったり、住民登録をしてあるのに住んでいないひとを探しだし、正しい登録をしてもらうため、区の職員が、7月1日から31日まで、みなさんのお宅へ調査にまいります。

住民登録は、小・中学校へ入学する際の学令簿をつくり、選挙人名簿、住民税台帳を作るための基礎資料にもなります。その他、不動産の登記、印鑑を登録するにあいが必要となる重要なものです。

住民登録の重要さをご理解いただきみなさんのご協力をお願いします。

区民キャンブ

7月24日・26日長野県志賀高原発哺で参加資格 区内に住んでいるひ

区民税第1期分

— 6月30日までに —

納める場所

区役所、出張所、銀行、郵便局、信用組合金庫など

納期のまだきていない分をあわせて納めた方に、報奨金がでます。

とか、区内に勤め先をもって
いるひと

費用 三、〇〇〇円

定員 一〇〇名

申込み 申込金一〇〇〇円をそ
え、区教委体育係へ申込んで
ください。定員になり次第
切ります。

児童図書懇話会

6月26日午後2時から千代田図
書館ホールで

題目 「家の中の人間関係につ
いて」

講師 文芸評論家

佐古純一郎氏

7月の野外こども会

1日 竹平第一

2日 築土神社

3日 心法寺児童遊園

7日 錦町児童遊園

10日 同愛児童遊園

14日 三崎児童遊園

15日 芳林公園
16日 淡路公園
17日 佐久間公園
時間は、それぞれ午後1時30分
から

税務だより

昭和39年度特別区民税の納税通知
書は、すでにお手もとにお送りし
ましたが、本年度から非課税の範
囲などが、つぎのように変わら
ました。

区民税の端数計算について

税金を四回に分けて納めていた
だく計算方法として、本年度か
ら百円未満の端数を一期分に加
算して納めていただくようにな
りました。

〔例〕税金一、一〇〇円の場合

	一期	二期	三期	四期
新	五〇〇円	二〇〇円	二〇〇円	二〇〇円
旧	元〇円	七〇〇円	三〇〇円	三〇〇円

非課税の範囲について

前年の所得が、二十万円までの
障害者、未成年者、老年者また
は、寡婦のかたは、課税されな
くなりしました。

町会だより

連合町会長の異動

▽秋葉原東部連合町会
橋本梅吉氏（重任）

町会長の異動

▽錦町二丁目町会

新 中島豊治氏（神田錦町二の
二）電話 291-四一〇三

旧 和田義孝氏

▽錦町三丁目第一町会

新 森 勢七氏（神田錦町三の
六）電話 291-六〇三三

旧 吉田 実氏

工事だより

アスファルトコンクリート舗装工
事

▽神田三崎町一丁目・錦町三丁目
約三百坪。工期は7月上旬～8
月下旬

▽竹橋・神田三崎町二丁目約千
坪。工期は7月上旬～8月下旬

▽竹橋一番町（代官町通り）約
千坪。工期は7月上旬～8月下
旬

車道舗装新設と歩道設置工事

▽神田錦町三丁目・神田錦町二
丁目約三百二〇坪。工期は7月
上旬～8月下旬。

弁慶濠しゅんせつ

工期6月下旬～8月上旬。

区民のよび

問

先日、A市に住む私の父が
上京したとき、心臓発作を起
したので、とりあえず近所の
医師の往診を受け、入院しま
した。その後K病院に空室が
できたので、そちらに入院し
目下療養中です。自費で支払
った医院の費用と、K病院の
入院費は、国保の方から、支
払ってもらえないでしょうか。

答

国民健康保険に加入してい
るひとは、原則として、その
居住している都道府県の国民
健康保険医、又は病院などで
治療を受けることになってい
ます。あなたのお父さんのよ
うに緊急やむを得ない場合は
は、A市が認めて、自費の何
割かを法令に基き、療養費と
して支給します。K病院は全
国の被保険者を取扱うことに
なっていますので、被保険者
証を必ず病院へ提出して療養
に専念してください。

（区民相談係）